



交際クラブ詐欺調査マニュアル

【目次】

第1 はじめに

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第2 詐欺被害の状況整理

- 1 交際クラブ詐欺の手口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 詐欺とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第3 証拠収集・証拠保全

- 1 証拠収集・証拠保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 持っている資料・情報の確認
 - 当事者録音
 - 証拠保全方法
- 2 商業登記簿の入手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) 商業登記簿の入手方法
 - (2) 商業登記簿の見方
 - (3) 商号・住所で商業登記簿が存在しないときの商業登記簿調査方法
 - (4) 商号・住所で商業登記簿が存在しないときの商業登記簿の見方
- 3 現地調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) 現地調査方法
 - (2) 住宅地図の取得方法
 - (3) 現地調査サンプル（会社編）
 - (4) 現地調査サンプル（代表取締役・個人編）
 - (5) その他の方法
- 4 不動産登記簿の入手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) 不動産登記簿の入手方法
 - (2) 不動産登記簿の見方
 - (3) 登記情報提供サービスを利用した取得方法
- 5 情報開示請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 6 相手方の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7 資産調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4 対策

- 1 内容証明郵便を送る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

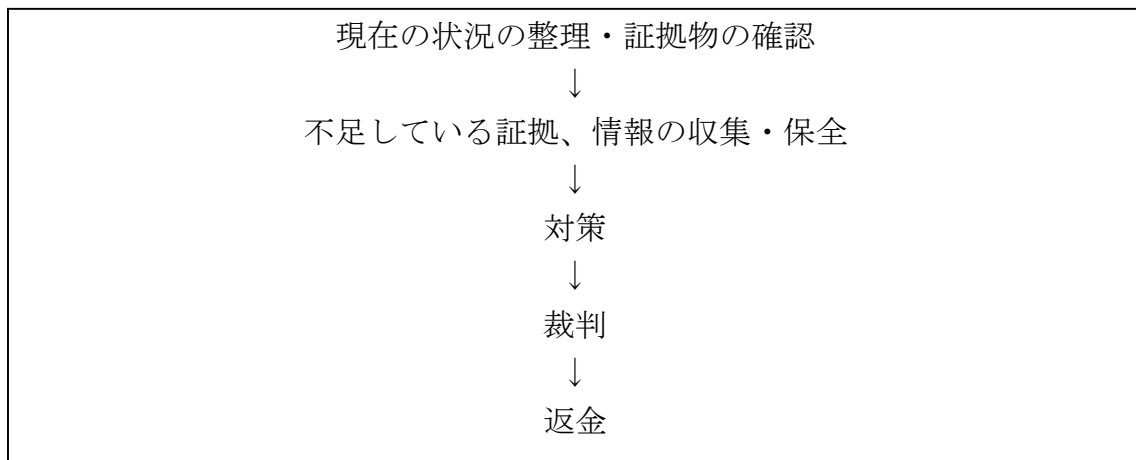
- 2 裁判（民事訴訟）を起こす・・・・・・・・・・・・・・・・
- 簡易裁判
- 通常訴訟
- 訴状
- 証拠説明書
- 訴状の送達の方法
- 調査囑託による情報開示請求
- 仮差押
- 3 警察に被害届を出す・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 告訴をする・・・・・・・・・・・・・・・・

第5 終わりに

第1 はじめに

1 はじめに

詐欺被害解決とは騙し取られたお金を取り返すことです。しかし、相手は詐欺師・詐欺会社ですから簡単にお金を返してはくれないでしょう。最終的には裁判になるのが一般的であり、裁判を行うことを前提に証拠を収集していくことが望まれます。今後の流れを確認してみましょう。



本マニュアルには実際に我々が行っている調査方法を紹介しました。証拠・情報の収集など一般の方ではなかなか困難なものもあります。しかし、詐欺師・詐欺会社が自ら金銭をあなたに返してくれることはまず考えられないのです。

あなたが何もしなければお金を取り返すことは決してできません。

まずはあなたの現在の状況を整理し、足りない部分に関してはあなた自身でできること、プロに依頼した方がいいものを分類して証拠収集していきましょう。自分でできることを自分ですることにより、費用を抑えることができます。また、当事者意識を持つこともでき、より解決の可能性が高くなるはずです。詐欺被害解決をするためには早めの対策が不可欠です。詐欺師が逃げたり、詐欺会社が潰れてからスタートしたのでは、証拠収集が困難になり手遅れになるケースもあります。本マニュアルは、有効な証拠収集・証拠保全の方法を中心に解説してありますので、是非、それらを参考にして下さい。まずはできることから始めましょう。

第2 詐欺被害の状況整理

1 交際クラブ詐欺の手口

●交際クラブ詐欺の主な手口

①交際クラブ詐欺会社は「経済的に裕福な女性（いわゆるセレブ）と交際する事で高額な報酬を得られる”会員制高級交際クラブ”である」との広告をインターネットやスポーツ新聞に掲載する。

②広告を見た男性が交際クラブ入会を希望すると、入会金と交際契約の他に「女性との交際においてトラブルがおこった時のため、契約額の半額の保証金（預託金）が必要だ」「交際が終われば返金される」などと言い、最初に保証金を預けさせる。

③女性との契約金額を高額につりあげ、保証金を払いきるまで男性は女性に会うことができない状況にする。もしくは、保証金が払われても、女性の都合が悪くいつまでたっても女性に会えない状況にする。業を煮やした男性が退会を希望しても「契約期間が終わっていない」と応じず、保証金の返金にも応じない。保証金を返さないまま最後は男性との連絡を断つ。

交際クラブ詐欺の狙いは、この保証金（預託金）を騙し取ることなのです。



2 詐欺とは

刑法246条（詐欺）

- 1 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

刑法の詐欺罪の成立要件は以下のようなものとされています。

1. 財物または財産上不法な利益を得るために、
2. 人を欺き、
3. その行為によって相手が錯誤（勘違い）に陥り、
4. その錯誤に基づいて財物を交付、または利益を得させたこと

あなたが詐欺被害にあったということは、金銭を得るためにあなたを騙した「相手方」があり、「あなたが騙された行為（詐欺行為）」によって、あなたが相手方に「財物（金銭）」を渡したということです。つまり、あなたは「相手方」「騙された内容」「財物」などについて明確にしていく必要があります。被害の内容をあなた自身で整理して明確に説明することができない場合、第三者（弁護士・裁判所・警察など）にその内容は伝わらないと考えて下さい。そのためには、一度、あなたが被害にあった経緯を最初から”時系列”で並べて文書にしてみるものが有効です。

（例）

2010年1月12日

13:00 交際の為の保証金として、会員制高級交際倶楽部〇〇〇に ATM から 50万を振り込む。

2010年1月14日

18:50 ウェスティンホテル入口で会員制高級交際倶楽部〇〇〇に TEL。数分後にエリアスタッフ〇〇が迎えに来る。〇〇に女性の待つホテルの一室に案内される。

19:00 同ホテル〇号室で女性〇〇〇〇と会う。

第3 証拠収集・証拠保全

1 証拠収集・証拠保全

■持っている資料・情報の確認

現在、持っている資料・情報の確認をおこなってください。あなたが詐欺行為にあったことを証明するための証拠を持っているかを確認する必要があります。

- ・「契約書」
- ・「金銭の授受を証明できるもの（振り込み明細・預託金証明書など）」
- ・「交際クラブの広告・パンフレット」など
- ・「担当者の名刺」など
- ・「相手方とのやり取りが文書として残るもの（メール・FAX）」
- ・「交際クラブのホームページ情報」→証拠保全方法（確定日付）へ

詐欺の多くは、何らかの契約を交わし、金銭を騙し取られるケースです。そのことを証明するために最も重要といえるのは、「**契約書**」と「**金銭の授受を証明できるもの**」であると言えます。その理由は、契約書があなたと相手方及び契約の内容を特定させ、振り込み明細、預り証などがあなたと相手方に金銭のやりとりがあったこととその金額がいくらであるかの”客観的な”証明となるからです。交際クラブの場合、「交際契約書」や「預託金証明書」が発行されている例が確認されています。それ以外の物は、損害賠償の法律的な根拠となったり、それ自体では決定的ではなくても補助的な証拠となり得るものとなります。例えば「相手方はこう言っていた、こういう契約をした、いくら金を払った」などと主張するだけでは全く証拠・証明としては成り立ちません。あなたの主張をどれだけ客観的に証明できるかが重要なのです。また、証拠となるものは多ければ多いほどいいでしょう。

・商業登記簿

交際クラブ詐欺会社情報の確認、及び、裁判をおこす際に必要となります。持っていない方は取得しなければなりません。→（※商業登記簿参照）

・電話番号、FAX番号、フリーダイヤル番号

関係者、関係会社への連絡・情報開示請求の際に必要な情報です。

ここから先は、ご購入頂く必要がございます。

ご購入は下記の通りです。

詐欺解決 WEB 有料サービス <http://cart05.lolipop.jp/LA11613460/>

お電話で注文（03-5773-5589、T.I.U.総合探偵社まで）
ご注文は、午前 10：00～午後 7：00 までの受付となります。

マニュアル本体のみ 29,800 円

機材セット 37,700 円